

函館市重度身体障害者等タクシー料金助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外出が困難な重度身体障害者等が、タクシー（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に定める普通自動車のうち排気量2.5リットル以下のもので乗車定員6名以下のもの、小型自動車で乗車定員6名以下のものまたは寝台専用車、車椅子専用車および寝台・車椅子兼用車によるタクシーをいう。以下同じ。）を利用する場合において、その料金の一部を助成することにより、重度身体障害者等の日常生活の利便性向上および生活圏の拡大をはかり、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱において、タクシー料金助成を受けることができる「重度身体障害者等」とは、市内に住所を有する者のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者および昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知による療育手帳の交付を受けている者で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 肢体不自由の者のうち、上肢または上肢機能の障害を除く、下肢障害、体幹障害または移動機能障害の等級が1級、2級もしくは3級に該当する者。
- (2) 視覚障害で、等級が1級もしくは2級に該当する者。
- (3) 心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害（以下「内部障害」という。）で、等級が1級に該当する者。
- (4) 療育手帳の障害の程度に、最重度または重度である旨の記載がある者。

(助成の申請)

第3条 助成を受けようとする者は、別記様式の申請書により市長に申請しなければならない。

(助成の決定および助成券の交付等)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、受給資格があると認定したもの（以下「受給者」という。）について助成を行うものとする。

2 市長は、助成の状況を明らかにしておくため、函館市重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券交付対象者名簿（以下「交付対象者名簿」という。）を備え、前項に基づき助成を決定した場合には、必要な事項を記載し、これを保管しておくものとする。

(助成の額)

第5条 助成の額は、タクシーの利用1回あたり、当該タクシーに係る運賃の基本料金を上限とする。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け自動車交通局長通知）で定める身体障害者手帳および療育手帳所持者に対するタクシー料金の1割引のサービスを実施している場合は、当該運賃の基本料金からその割引の額を差し引いた額とする。

(助成の方法)

第6条 助成は、受給者1人1年度当たり36枚の重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券（以下「乗車券」という。）を交付して行うものとする。ただし、年度の途中において受給者となった者については次の各号に掲げる受給者となった時期の区分に応じ、当該各号に掲げる枚数の乗車券を交付するものとする。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 4月2日から6月30日までの間に受給者となった者 | 36枚 |
| (2) 7月1日から9月30日までの間に受給者となった者 | 27枚 |
| (3) 10月1日から12月31日までの間に受給者となった者 | 18枚 |
| (4) 1月1日から3月31日までの間に受給者となった者 | 9枚 |

(受給資格の喪失)

第7条 受給者は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、受給資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市内に住所を有しなくなったとき。

(3) 障害の状況が変化したことで等級に変更があり，第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

2 市長は，受給者が前項に該当した場合には，当該受給者について交付対象者名簿から除外する。

(乗車券の返還)

第8条 受給者が受給資格を喪失したときは，受給者またはその保護者等は，未使用の乗車券を市長に返還しなければならない。

(譲渡等および再交付について)

第9条 乗車券は，第三者へ譲渡，転貸および売買してはならない。

2 助成券の再交付は，原則として行わないものとする。ただし，市長が特に必要であると認めるときは，この限りでない。

附 則

1 この要綱は，平成8年4月1日から施行する。

2 この要綱は，平成16年4月1日から施行する。

3 この要綱の施行の際，現に改正前の函館市重度身体障害者タクシー料金助成要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により乗車券の交付を受けている者は，この要綱の規定による乗車券の交付を受けている者とみなす。

4 この要綱の施行の際，現に改正前の要綱の規定に基づく助成の申請は，この要綱の規定に基づく助成の申請とみなす。

5 この要綱は，平成23年9月1日から施行する。

6 この要綱は，令和元年（2019年）10月1日から施行する。

7 この要綱は，令和2年（2020年）2月1日から施行する。

8 この要綱は，令和3年（2021年）11月1日から施行する。

9 この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

10 この要綱の施行の際，現に改正前の別記様式の規定に基づき提出されている申請書は，改正後の別記様式の規定に基づき提出された申請書とみなす。